

物品購入（電子黒板）に係る条件付き一般競争入札について

秋田県立湯沢高等学校における物品調達契約について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和2年10月14日

秋田県立湯沢高等学校長 小松 弘樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
電子黒板 15台
- (2) 購入物品の使用等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限
令和3年1月29日（金）
- (4) 納入場所
秋田県立湯沢高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」）第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (5) (4)に該当する者で「雄勝地域振興局管内」に事務所又は営業所を有していること。

3 入札参加資格申請書・納入物品明細書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び契約しようとする物品の明細等を明記した納入物品明細書等の書類を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類等
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 納入物品明細書（様式任意）
 - ウ 納入物品明細書に記載した機種のカタログ
 - ② 提出期間

令和2年10月14日（水）から令和2年10月26日（月）まで。
ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出期間
午前9時から午後4時まで

④ 提出場所
秋田県立湯沢高等学校 事務室

(2) 期限までに入札参加資格申請書及び納入物品明細書等を提出しない者は、入札に参加することはできない。

4 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100の5以上の額の入札保証金を納付し、又これに代えて財務規則第160条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第162条の規定により次のアからウまでの一に該当する者で、令和2年10月26日（月）までに当該書面を秋田県立湯沢高等学校へ提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に秋田県立湯沢高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

ウ 2（4）に登録されている者は、入札保証金免除申請書

5 入札執行の日時・場所及び入札書等の提出等

(1) 提出方法

入札参加者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和2年10月29日（木）午前10時

(3) 開札場所

秋田県立湯沢高等学校 応接室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 入札金額の書換え等の禁止

入札参加者は、当該入札金額の書換え又は撤回をすることができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 納入物品明細書を提出しない者のした入札
- (3) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (6) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (7) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 記名押印を欠く入札
- (11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (12) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知する。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、くじの方法により落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は2回までとする。
- (5) 再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいない場合は、最低の価格が予定価格に近似値であり、かつ、改めて入札手続をすることが公共の利益を損なうおそれがあると認められるときは、随意契約をすることがある。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第177条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第178条の規定により、ア又はイに該当する者で、当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。
 - ア 保険会社との間に秋田県立湯沢高等学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

- (2) 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

10 契約書の提出

- (1) 落札者は、入札執行者の手続終了後、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければいけない。この場合において、5日目が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札効力を失う。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。設置場所等の確認は、問い合わせ先へ連絡し、日程調整すること。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 納入期限は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、仕様書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) この案件の仕様等について、質問がある場合は、令和2年10月21日（水）までに秋田県立湯沢高等学校長へ書面により行わなければならない。回答は、令和2年10月23日（金）までに秋田県立湯沢高等学校ホームページに掲載する。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則の定めるところによる。

12 契約条項を示す場所等

- (1) 問い合わせ先
秋田県立湯沢高等学校 事務室
湯沢市字新町27番地
電話番号 0183-73-1160
FAX番号 0183-73-1161
- (2) 入札説明書及び仕様書等の配布
入札参加資格申請書、仕様書、契約書（案）、入札書等の様式については、本公告と同時に、秋田県立湯沢高等学校ホームページに掲載し、配布するものとする。

入札説明書

秋田県立湯沢高等学校

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
電子黒板 15台
- (2) 購入物品の使用等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限
令和3年1月29日(金)
- (4) 納入場所
秋田県立湯沢高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱(以下「入札参加資格要綱」)第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (5) (4)に該当する者で「雄勝地域振興局管内」に事務所又は営業所を有していること。

3 入札参加資格申請書・納入物品明細書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び契約しようとする物品の明細等を明記した納入物品明細書等の書類を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類等
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 納入物品明細書(様式任意)
 - ウ 納入物品明細書に記載した機種のカatalog
 - ② 提出期間
令和2年10月14日(水)から令和2年10月26日(月)まで。
ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29条)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出期間
午前9時から午後4時まで

④ 提出場所
秋田県立湯沢高等学校 事務室

(2) 期限までに入札参加資格申請書及び納入物品明細書等を提出しない者は、入札に参加することはできない。

4 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100の5以上の額の入札保証金を納付し、又これに代えて財務規則第160条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第162条の規定により次のアからウまでの一に該当する者で、令和2年10月26日（月）までに当該書面を秋田県立湯沢高等学校へ提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に秋田県立湯沢高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

ウ 2（4）の物品供給業者等登録名簿に登録されている者は、入札保証金免除申請書

5 入札執行の日時・場所及び入札書等の提出等

(1) 提出方法

入札参加者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和2年10月29日（木） 午前10時

(3) 開札場所

秋田県立湯沢高等学校 応接室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 入札金額の書換え等の禁止

入札参加者は、当該入札金額の書換え又は撤回をすることができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 納入物品明細書を提出しない者のした入札
- (3) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (6) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (7) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 記名押印を欠く入札
- (11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (12) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知する。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、くじの方法により落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は2回までとする。
- (5) 再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいない場合は、最低の価格が予定価格に近似値であり、かつ、改めて入札手続をすることが公共の利益を損なうおそれがあると認められるときは、随意契約をすることがある。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第177条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第178条の規定により、ア又はイに該当する者で、当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に秋田県立湯沢高等学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書

- 類（支払通知書等）の写し
- (2) 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

10 契約書の提出

- (1) 落札者は、入札執行者の手続終了後、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければいけない。この場合において、5日目が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札効力を失う。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。設置場所等の確認は、問い合わせ先へ連絡し、日程調整すること。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 納入期限は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、仕様書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) この案件の仕様等について、質問がある場合は、令和2年10月21日（水）までに秋田県立湯沢高等学校長へ書面により行わなければならない。回答は、令和2年10月23日（金）までに秋田県立湯沢高等学校ホームページに掲載する。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則の定めるところによる。

12 契約条項を示す場所等

- (1) 問い合わせ先
秋田県立湯沢高等学校 事務室
湯沢市字新町27番地
電話番号 0183-73-1160
FAX番号 0183-73-1161
- (2) 入札説明書及び仕様書等の配布
入札参加資格申請書、仕様書、契約書（案）、入札書等の様式については、本公告と同時に、秋田県立湯沢高等学校ホームページに掲載し、配布するものとする。

仕 様 書

1 物 品 名 電子黒板

2 数 量 15台

3 必要とする仕様

- ① 画面サイズ 65型
- ② 解像度 1920×1080ドット以上
- ③ 輝度 350cd/m²以上
- ④ 視野角 178° /178° (左右/上下) 以上
- ⑤ タッチパネル対応 10点タッチ以上可能であること
- ⑥ 入力端子 D-sub 15pin×1、HDMI×2以上、ステレオミニジャック×1以上
- ⑦ スピーカー 内蔵スピーカ 10W+10W以上であること
- ⑧ PCレス機能 PCレス機能を有し、電源を入れると内蔵ホワイトボードで利用可能なこと
PCレスで外部メモリー (USBメモリー等) から、PDF/PPTファイルや静止画の表示が可能で、上から描画可能であること。
- ⑨ 移動式スタンド ・電子黒板と同メーカーの製品を採用すること。
・高さ調整が可能なこと。
・キャスター付 (車輪を2箇所以上固定可能) で移動可能であること。

4 納 入 場 所 秋田県立湯沢高等学校 (湯沢市字新町27番地)

5 納 入 期 限 令和3年1月29日 (金)

- 6 そ の 他
- ① 専用のペンを2本以上、接続用のケーブル (HDMIケーブル1本、5m) を付属すること
 - ② 学校の指定する設置場所までの搬入、設定費、設置、不要な梱包物等の撤去まで含む。
 - ③ 本機器は全て同一機種とし、新品とする。
 - ④ サプライチェーン・リスクを考慮した製品を選定すること。

情報セキュリティ対策を確保するため、以下の事項を満たすものであること。

・部品の生産や組み立て等、ハードウェアやソフトウェアの製造工程において、不正な改造を加えられないよう適切な措置がとられていること。また、製造工程の管理体制が適切に整備されていること。

・機器等の設計から部品精査、製造、完成品検査に至る工程において、不正な改造が加えられていないことを保証す

る管理体制があること。

・不正改造や不正プログラムの埋め込み等、不正な変更が加えられないよう適切なセキュリティ確保のための基準等（セキュリティポリシー等）が整備されていること。

- ⑤ 契約時点で、5年間部品供給可能な製品を選定すること。
- ⑥ 納入に係る経費は、納入業者の負担とする。
- ⑦ 納入業者においては、点検、修理対応が可能なサービス拠点が国内にあること。
- ⑧ 本機器の保証期間は納入完了後1年（ただし、メーカー保証が1年以上と明記されている場合は、その期間）とし、保証期間中に通常の使用で本体及びシステムに不具合が生じたときは無償で修理・調整等を行うこと。

令和 年 月 日

契約担当者

秋田県立湯沢高等学校 校長 小松 弘樹

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格確認申請書

次の案件の物品調達契約に係る条件付き一般競争入札へ参加したく、申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中ではないこと、秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること、ほか当該条件付き一般競争入札公告に記載されている入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

案件名

・電子黒板（15台）購入

電 話 番 号	()
F A X 番 号	()
担 当 者 名	

令和 年 月 日

秋田県立湯沢高等学校長 小松 弘樹

申請者
住 所
商号又は名称
代表者名 印

入札保証金免除申請書

次の案件について入札するにあたり、秋田県財務規則第162条第 号の規定により入札保証金の免除を申請します。

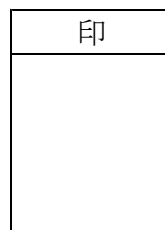
案件名：電子黒板（15台）購入

委任状

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県立湯沢高等学校長 小松 弘樹

私は (受任者住所氏名)



を代理人と定め

(入札に付する事項)

電子黒板（15台）購入の入札に関する一切の権限を委任します。

委任者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(再々) 入札書

令和 年 月 日

秋田県立湯沢高等学校長 小松 弘樹

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 代表者氏名印 印
代理人が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 代理人氏名印 印

次のとおり入札します。

入札に付する事項	電子黒板（15台）購入
入札金額	¥
入札保証金	秋田県財務規則第162条第 号により免除

備考 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

物 品 売 買 契 約 書 (案)

令和 年 月 日

甲 契約担当者 秋田県立湯沢高等学校
校長 小 松 弘 樹

乙 契 約 者
住 所
商 号
氏 名

次の物件売買について、契約担当者 秋田県立湯沢高等学校 校長 小松弘樹を甲とし、
契約者 を乙として次の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(総 則)

第1条 契約金額、物件名及び数量等は次のとおりとする。

(1) 契約金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

(2) 物件名、規格・品質等

物 件 名	規 格 ・ 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電子黒板		15	台			

(3) 納入期限 令和3年1月29日(金)

(4) 納入場所 秋田県立湯沢高等学校

(5) 契約保証金 ¥ 円

(免除の場合) 秋田県財務規則第178条第 号により免除

(6) 契約保証金の納付時期及び方法

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(納入及び検査)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは直ちに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかに代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(中間検査)

第4条 甲は、必要があるときは中間検査を行い、又は、納入計画その他必要と認める事項について、乙の報告を求めることができる。

(代金の支払)

第5条 甲は、物品の引き渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第6条 第1条の引き渡し前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前2項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第8条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(納入期限の延長)

第9条 甲は、次の各号の一に該当すると認められるときは、納入期限を延長することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

(2) 乙の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならない。

3 納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第10条 乙は、前条第1項第2号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、

次の式により起算して得た額を、違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額（分納した場合は、遅滞に係る額）} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.6 \text{ パーセント}}{365}$$

（権利又は義務の譲渡等）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）乙がこの契約の条項に違反したとき。

（2）乙が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。から契約解除の申出があったとき。

（3）乙から契約解除の申出があったとき。

（4）乙（乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が既に納入した物品があるときは、乙は、契約金額から既に納入した物品の数量に単価を乗じて得た金額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

（談合の場合の契約解除）

第13条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

（1）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1

項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（甲の帰責事由による契約解除）

第14条 甲は、第12条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償金）

第15条 乙は、この契約に関して、第13条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、乙がこの契約に関して第13条の各号の一に該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第16条 甲は、乙がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第17条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（個人情報保護）

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第19条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の業務の実施にあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認あるときを除き、この契約の業務を処理する為に甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取り扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報をみだりに漏らしてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

納入物品明細書（納品明細書）について

納入物品明細書（納品明細書）は、定められた日時までに秋田県立湯沢高等学校事務室へ提出してください。

なお、日付の記入及び押印は必要ありません。

1 作成上の注意事項

- ・納品しようとする製品（機器）の製造メーカー名・型式・規格・数量・単位等、仕様書に示した項目を具体的に記載してください。
- ・運搬・調整・包装・既存物品の撤去等の条件がある場合は、その旨を記載してください。
- ・納品しようとする製品（機器）に保証期間がある場合は、保証内容を記載してください。
- ・本体・付属品の内訳をできるだけ詳細に記載し、末尾には「その他については、秋田県立〇〇高等学校の仕様書のとおり納品します」という旨を記載してください。
- ・日付の記入及び押印は不要です。
- ・提出データは、PDF・Word・Excel等任意ですが、用紙サイズはA4判としてください。

2 記載例

納品明細書			
〇〇株式会社 秋田支店			
電子黒板			
品名	メーカー名・型式（規格）	数量	備考
本体 ○○○	△△△社製 A-123	○台	
付属品 □□□	△△△社製 B-345	○個	
・	・	・	
・	・	・	
・	・	・	
その他	取扱説明書	1冊	
特記事項	1 保証期間 本機器の保証期間は納入完了後1年（ただし、メーカー保証が1年以上と明記されている場合は、その期間）		
	2 設置・調整作業を含みます。		
	3 操作説明を行います。		
	4 その他については、秋田県立湯沢高等学校の仕様書のとおり納品します。		